２　前項第六号の規定により書類に記載しなければならない事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識できない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして交付されるときは、当該記録の交付をもつて同号に規定する当該事項が記載された書類の交付に代えることができる。

（確認の申請）

第三条　法第五十八条第二項の規定により廃棄に関する確認を受けようとする者は、別記様式による確認申請書に、次に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～八　略］

九　放射性廃棄物の廃棄に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

２　［略］

［条を削る。］

（事業所外廃棄確認証）

第五条　原子力規制委員会は、法第二条第十一項に規定する原子力規制検査（法第六十四条の二第一項に規定する特定原子力施設にあつては、法第六十四条の三第七項の検査）により、第三条第一項の規定による申請に係る廃棄に関する措置が第二条第一項第三号から第八号まで及び第二項に規定する事項に適合していることについて確認をしたときは、事業所外廃棄確認証を交付する。

（事故故障等の報告）

第五条の二　法第六十二条の三の規定により、原子力事業者等は、工場又は事業所の外において放射性廃棄物を廃棄する場合であつて次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

一　［略］

二　廃棄に従事する者について、第二条第一項第八号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

三　［略］

［条を削る。］

［条を削る。］

別記様式（第３条関係）　［略］

［様式を削る。］

別表第九　核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～七　略］	（定義） **第一条**　［同上］ ［一～七　同上］

２　前項第五号の規定により書類に記載しなければならない事項が、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識できない方法をいう。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして交付されるときは、当該記録の交付をもつて同号に規定する当該事項が記載された書類の交付に代えることができる。

（確認の申請）

第三条　法第五十八条第二項の規定により廃棄に関する確認を受けようとする者は、別記様式第一による確認申請書に、次に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一～八　同上］

［号を加える。］

２　［同上］

（廃棄に関する確認実施要領書）

第三条の二　原子力規制委員会は、前条第一項の確認申請書の提出を受けた場合には、第二条第一項第三号から第七号まで及び同条第二項に規定する事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

（確認証の交付）

第五条　原子力規制委員会は、法第五十八条第二項に規定する確認をしたときは、確認証を交付する。

（事故故障等の報告）

第五条の二　［同上］

一　［同上］

二　廃棄に従事する者について、第二条第一項第七号の線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあつたとき。

三　［同上］

第七条　削除

（身分を示す証明書）

第八条　法第六十八条第六項の身分を示す証明書は、別記様式第二によるものとする。

別記様式第１（第３条関係）　［同上］

別記様式第２（第８条関係）　［略］